三	（略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第五条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十三　（略） 三十四　総合衛生管理製造過程（食品衛生法第十三条第一項に規定する総合衛生管理製造過程をいう。以下同じ。）を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。 三十五　削除 三十六～八十三　（略） （食品衛生課の所掌事務） **第七百十五条**　食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。 三～五　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十三　（略） 三十四及び三十五　削除 三十六～八十三　（略） （食品衛生課の所掌事務） **第七百十五条**　食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　削除 三～五　（略）

㈤	製品の総合衛生管理製造過程につき、製品等の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書が作成されていること。
㈥	次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書が作成されていること。
(1)	㈡の(2)に関する事項
(2)	㈢の改善措置に関する事項
(3)	㈣の衛生管理の方法に関する事項
(4)	㈤の検証に関する事項
㈦	製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる業務（㈥に規定する業務を除く。）を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。
(1)	㈡の(2)の措置及び確認が適切になされていることを点検し、その記録を作成すること。
(2)	㈡の(2)の確認に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。
(3)	その他必要な業務
㈧	㈤の検証につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。
(1)	製品等の試験を行うこと。
(2)	(1)の試験に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。
(3)	その他必要な業務
四	（略）

附　則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。